

2025年3月14日
株式会社イオン銀行

業務改善計画の進捗状況について

株式会社イオン銀行（代表取締役社長 木坂 有朗、以下、当社）は、2024年12月26日、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、マネロン・テロ資金供与）管理態勢に関し、金融庁より、銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令^{※1}を受けました。

本件につきまして、お客さまをはじめ関係者の皆さまにご不安とご心配をおかけしておりますことを改めて心よりお詫び申し上げます。

本日、上記命令に基づく業務改善計画^{※2}の進捗状況（2025年2月末基準）を金融庁へ報告いたしましたのでお知らせいたします。

当社といたしましては、引き続き全社をあげて業務改善計画を着実に実行することで、マネロン・テロ資金供与対策に係る態勢強化を図り、お客さまに安心してイオン銀行をご利用いただけるよう、信頼の回復に努めてまいります。

業務改善計画の進捗状況は別紙のとおりです。

※1 2024年12月26日当社ニュースリリース「金融庁による行政処分について」

<https://www.aeonbank.co.jp/content/dam/abk/company/release/data/2024/pdf/n2024122601.pdf>

※2 2025年1月31日当社ニュースリリース「金融庁による行政処分に基づく報告書提出について」

<https://www.aeonbank.co.jp/content/dam/abk/company/release/data/2025/pdf/n2025013101.pdf>

以上

業務改善計画の進捗状況（2025年2月末基準）

1. マネロン・テロ資金供与対策に関するガバナンス強化

(1) 経営管理態勢上の課題

① マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の課題認識・リスク感度の不足

ア. マネロン・テロ資金供与リスクに関するリスク評価の見直し

(2025年3月完了予定)

・当社のビジネスモデルに照らして認識すべきリスクや課題等を再認識するため、外部専門家の知見も活用し、リスク評価書の見直しを実施しています。

イ. 経営陣・従業員の意識改革の推進（対応開始時期：2025年2月）

・当社のビジネスモデルに照らして認識すべきリスクや課題等の認識の再徹底に向け、外部専門家による経営陣向けの研修を実施しました。（2025年2月）
・従業員に対して、今回の業務改善命令を受けるに至った経緯、マネロン・テロ資金供与リスク管理の重要性及び改善に向けた取組みについて、代表取締役社長がメッセージを継続して発信しました。（2025年2月）

ウ. 「マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢改善委員会」（以下、「改善委員会」）の設置（2024年12月完了）

・業務改善命令を踏まえ、主体的に業務改善計画の策定、マネロン・テロ資金供与対策に係る対策強化を行うため、取締役会直下の組織として、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢改善委員会を設置しました。（2024年12月）

② マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の業務実態の把握不足

ア. KRI の設定ならびに取締役会及び経営陣による妥当性の検証

(2025年1月より対応開始)

・マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の業務実態を把握するため、マネロン・テロ資金供与リスク管理に関するKRIを設定のうえ、実績・推移の報告態勢を構築しました。（2025年1月）

イ. 経営陣の現場把握（対応開始時期：2025年2月）

・疑わしい取引の届出業務等のマネロン・テロ資金供与リスク管理に関する業務の運営状況について、経営陣が確認していくため、従業員の意見の収集を開始しました。（2025年2月）

③ マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢への適切な資源配分の不足

ア. 業務執行状況の可視化・適切な業務運営態勢構築及び検証

(対応開始時期：2025年2月)

・疑わしい取引の届出業務等のマネロン・テロ資金供与リスク管理に関する適切な業務運営態勢を構築するため、業務量に基づく主管部署への人員補充を実施しました。（2025年2月）

イ. 主管部署の職務分掌移管（対応開始時期：2025年2月）

・主管部署が適切に業務運営を行える体制を構築するため、マネロン・テロ資金供与対策に関する牽制機能等を他の部署へ移管する職務分掌の見直しを実施しました。（2025年2月）

ウ. マネロン・テロ資金供与リスク管理を行える人材育成

（対応開始時期：2025年3月）

・外部知見を活用し、主管部署の人材育成計画の策定を開始しました。（2025年2月）

（2）内部管理態勢上の課題

①マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の課題認識・リスク感度の不足

主管部署に対する実効性ある研修等の実施（対応開始時期：2025年3月）

・主管部署に対する研修の準備を開始しました。（2025年2月）

②マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の業務実態の把握不足

マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の牽制機能の明確化

（対応開始時期：2025年2月）

・マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の牽制機能を明確化するため、職務分掌の見直しを実施しました。（2025年2月）

③マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の牽制機能が不十分

ア. 牽制機能の明確化（対応開始時期：2025年2月）

・マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の牽制機能を明確化するため、職務分掌の見直しを実施しました。（2025年2月）

イ. マネロン・テロ資金供与対策に関する従業員教育（対応開始時期：2025年3月）

・主管部署に対する研修の準備を開始しました。（2025年2月）

ウ. 内部監査態勢の整備（2025年1月より対応開始）

・人員の増員、外部専門家の知見の活用等によるマネロン・テロ資金供与リスク管理に関する内部監査態勢の整備を開始しました。（2025年1月）

（3）業務運営態勢上の課題

①マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の課題認識・リスク感度の不足

主管部署に対する実効性ある研修等の実施（対応開始時期：2025年3月）

・主管部署に対する研修の準備を開始しました。（2025年2月）

②マネロン・テロ資金供与リスク管理の業務管理が不十分

ア. 疑わしい取引の届出業務の管理態勢強化（対応開始時期：2025年2月）

・疑わしい取引の届出業務の管理態勢強化のため、主管部署のマネジメント層の人員を強化しました。（2025年2月）
・疑わしい取引の届出業務の拠点管理する執行役員 審査・事務本部幕張事務責任者兼リスク管理本部付を新たに配置しました。（2025年2月）

イ. 疑わしい取引の届出業務の可視化・適切な業務運営態勢構築及び検証

(対応開始時期：2025年3月)

・疑わしい取引の届出業務の業務量および業務状況について、改善委員会への報告を開始しました。(2025年2月)

2. 疑わしい取引の届出業務を適時・適切に行うための態勢構築

(1) 疑わしい取引の届出業務態勢の整備

①新たに検知した取引の全量を当日中に疑わしい取引に該当するか否かの判定を行う態勢の構築

ア. 現行の取引モニタリングシステムでの態勢構築(2024年12月完了)

・新たに検知した取引の全量を当日中に疑わしい取引に該当するか否かの判定を行う態勢を構築しました。(2024年12月)

イ. 新システムでの業務態勢整備(2025年7月完了予定)

・新システムでの業務態勢の整備に向けた計画策定、準備を開始しました。(2024年12月)

②疑わしい取引と判定した取引を速やかに届け出る態勢の構築(2025年1月完了)

・疑わしい取引と判定した取引を速やかに届け出る態勢を構築しました。(2025年1月)

③安定的な運営態勢の構築(2025年6月完了予定)

・業務量と人員配置の適切性について外部専門家の知見も活用して精査を開始しました。(2025年1月)

(2) 疑わしい取引の届出業務の運営管理の整備

①業務積滞時の情報連携(2024年12月より対応開始)

・業務積滞時の情報連携について、態勢を構築しました。(2024年12月)

②取引モニタリングシステムで検知したデータの保存(2025年3月完了予定)

・取引モニタリングシステムで検知した全取引データを日次で出力し、処理状況を確認のうえ保存することを開始しました。(2024年11月)
・記録の保存について網羅的に検証を行い、保存年限を定めます。

③業務積滞時の会議体への情報連携(2024年12月より対応開始)

・業務積滞時の情報連携について、態勢を構築しました。(2024年12月)

④主管部署ラインでの報告体制の再徹底(2024年12月より対応開始)

・業務積滞時の情報連携について、態勢を構築しました。(2024年12月)

(3) 疑わしい取引の届出業務に対する経営陣等による主体的な関与

①リスク・コンプライアンス委員会へのKRI・モニタリング指標の報告、妥当性検証

ア. KRI・モニタリング指標の設定及びリスク・コンプライアンス委員会へのモニタリング結果報告（2024年12月完了）

・リスク・コンプライアンス委員会へKRIの報告を実施しました。
（2024年12月）

イ. 改善委員会でのKRI・モニタリング指標の妥当性検証及び持続的改善

（対応開始時期：2025年2月）

・改善委員会でのKRI・モニタリング指標の妥当性検証及び持続的改善を開始しました。（2025年2月）

②取締役会によるKRI・モニタリング指標の妥当性検証及び課題への指示

（対応開始時期：2025年2月）

・取締役会によるKRI・モニタリング指標の妥当性検証及び課題への指示を開始しました。（2025年2月）

③取締役会による疑わしい取引の届出業務の態勢整備の進捗管理

（対応開始時期：2025年2月）

・改善委員会は、疑わしい取引の届出態勢整備の進捗状況の報告事項について審議し、審議結果を取締役に報告しました。（2025年2月）

3. 取引モニタリングシステムで検知したにもかかわらず、疑わしい取引に該当するか否かの判断を行わず放置した取引への対応

(1) 疑わしい取引に該当するか否かの判定処理滞留への足元の対応策

①積滞業務の解消（2025年1月完了）

・疑わしい取引に該当するか否かの判定処理の積滞を解消しました。
（2025年1月）

②疑わしい取引に該当するか否かの判定処理滞留への対応の妥当性確認

（2025年6月完了予定）

・積滞業務の解消に関して、処理の適切性等について、外部専門家と協議を開始し、検証を実施します。

4. ガイドライン未了事項の早期解消

(1) 前回検査の指摘事項に対する改善対応の履行（2025年3月完了予定）

・前回検査におけるガイドライン対応未了事項の改善を進めています。

(2) 履行状況把握に係る態勢整備（2025年1月より対応開始）

・ガイドライン対応未了事項の改善状況を経営陣に報告する態勢としました。
（2025年1月）

(3) 履行状況管理に係る態勢整備 (2025年3月完了予定)

・外部専門家とアドバイザー契約を締結し外部の知見も活用のうえ、履行状況の管理に係る態勢整備を進めています。

(4) 代表取締役社長及び取締役会による実態把握

①フォローアップ実施の指示 (2024年12月完了)

・代表取締役社長は、監査部に対して主管部署へのフォローアップ実施を指示しました。(2024年12月)

②監査部によるフォローアップの実施 (2025年9月完了予定)

・監査部は、主管部署が実施した改善項目について、フォローアップを行います。

5. 新システムの早期リリースおよび業務運営の開始

(1) 新システムの早期リリース (2025年3月完了予定)

・2025年3月に新システムの開発が完了する予定です。

(2) 新システムでの業務開始に向けた態勢整備 (2025年7月完了予定)

・新システムでの業務の開始に向けて、外部専門家の知見も活用し態勢整備を行います。